TRABO 利用規約

TRABO 利用規約(以下「本規約」といいます)は、東運ウェアハウス株式会社(以下「当社」といいます)が運営管理する TRABO Web サイトにおいて提供する、物品の保管および配送ならびにこれらに付帯するサービスである TRABO サービス(以下「本サービス」といいます)を利用する場合の取り扱いを定めたものです。第3条に定める本サービスの利用者(以下「利用者」といいます)は本規約の内容等を十分に理解し、承認した上で、本規約および当社が別途定める所定の手続きおよび方法に従い、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1章 総則

第1条(適用範囲)

- 1. 本サービスの提供にあたり、当社は本サービスを企画し、総合的に管理・運営する営業企画会社であり、別紙1に掲げる指定倉庫へ本規約に従って寄託物を保管することで本サービスが提供されます。
- 2. 本規約は、別紙2に掲げる以外の物品(以下「物品」といいます)の寄託保管であって、 その保管が本サービスとして行われるものに適用されます。利用者が第1条別紙1に掲げる 物品を預入した場合、返送等の取扱いに梱包脆弱等問題があると当社が判断した場合は、 再梱包等の資材及び作業に伴う費用を請求するものとします。なお、本サービスの提供は、 日本国内に限定いたします。
- 3. 本条第2項に掲げる物品は、認可を受けた営業倉庫(以下「倉庫施設」といいます)を保有する指定倉庫に寄託保管されます。また利用者との物品の受け渡し場所は、利用者から指定場所への配送等の指示がない場合、原則として当社が別紙3に定める受渡場所とします。
- 4. 本サービスについては、本規約のほか、約款及び説明書等(以下「その他約款等」といいます)を定めている場合があり、その他約款等は本規約の一部を構成します。
- 5. 本規約に定める内容とその他約款等に定める内容が異なる場合については、その他約款等が優先して適用されます。ただし、本規約に定める内容と Web 利用規約に定める内容が異なる場合については、本規約が優先して適用されます。
- 6. 本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。
- 7. 当社は、前4項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第2条 (規約の変更)

- 1. 当社は、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、本規約、その他約款等の内容を変更することができるものとします。この場合、変更後の本規約、その他約款等は、本サービスに関する当社所定のホームページ(以下「本ホームページ」といいます)上に掲載された時点から適用されるものとします。ただし、当社が別途定めた場合はこの限りではありません。
- 2. 利用者は、前項により本規約、その他約款等の変更が行われた場合、変更後の本規約、その他約款等に従うことをあらかじめ承諾するものとします。

第3条(利用者)

1. 本サービスを利用可能な利用者は、Web 規約に定める当社が本承諾をした利用者本人とします。

第4条(保管料等)

1. 本サービスの利用にかかる保管料、運送料等の諸料金(以下「利用料金」といいます)は別紙4「料金表」に定めるとおりとします。

第5条(利用料金の支払い)

- 1. 利用者は、利用料金を、当社が承認したクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の会員規約に基づき支払いを行うこととします。ただし、 法人の利用者については、本サービスの利用に伴い発生する料金および消費税等を当社が 指定した方法により、口座振替でも支払うことができるものとします。
- 2. 利用者の名義と、前項のクレジットカードの名義人は同一であることを条件とします。

第6条(利用料金の支払い方法)

- 1. 当社は利用料金を当月25日で締め切り計算します。
- 2. 利用者は、本契約の期間中、前項で計算した金額を前条に定める当社指定の方法により、 一括して支払うものとします。
- 3. 利用者のクレジットカードが失効その他の事情により、前項の決済が不能となった場合、 利用者は当社の指定する方法により、直ちに利用料金を支払うものとします。なお、銀行 振込により支払う場合の振込手数料は利用者の負担とします。
- 4. 利用者と当該クレジットカード会社の間で料金その他の債務を巡って紛争が生じた場合、 当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条(クレジットカードに関する変更の届出)

- 1. 利用者は、住所、クレジットカードの番号、有効期限その他、前2条のクレジットカード に関する当社への届出事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法で変更の届出を するものとします。但し、次の各号に該当する場合、利用者の事前の了解なしに利用者の 所属するカード会社より、当社に通知されても異議ないものとします。
- 2. 当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合。
- 3. クレジットカードの紛失等により、当社に届け出たクレジットカードの番号が変更となった場合。
- 4. 前項の届出がなかったことで、利用者が不利益を蒙ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第2章 サービス提供の基本事項

第8条(営業日時)

1. 当社の営業時間は、平日午前9時から午後5時迄とし、年末年始は所定日数を休みとします。途中入出庫の際は、前営業日の午後3時迄にご連絡下さい。事前にご連絡をいただきませんと入出庫ができません。

第9条(庫入れ、庫出しその他の作業)

1. 利用者から寄託を受けた物品(以下「寄託物」といいます)の庫入れ、庫出しその他の作

業は、指定倉庫、もしくは指定倉庫の指示を受けた委託先が行います。

第10条(書面による意思表示)

1. 当社は、利用者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。

第11条(通知、催告)

- 1. 当社が、利用者が当社に登録した電子メールアドレス(本規約に基づく通知があった場合は、当該通知のあった電子メールアドレス)にあてて通知または催告を行った場合は、当該通知または催告は即時に寄託者に到達したものとみなします。
- 2. 当社が、利用者が当社に登録した住所(本規約に基づく通知があった場合は、当該通知のあった住所)にあてて通知または催告を行った場合は、当該通知または催告は通常到達すべき時に利用者に到達したものとみなします。
- 3. 当社が、本ホームページに掲示する方法で通知または催告を行った場合は、通知または催告に係る情報が本ホームページに掲載された時に利用者に到達したものとみなします。
- 4. 利用者の電子メールアドレス、住所、電話番号等、当社への登録情報に変更が生じた場合、利用者は直ちに当社所定の手続きおよび方法により変更の届出をするものとします。
- 5. 利用者は、本ホームページについては定期的な閲覧をするものとします。

第12条(業務上受領する金銭の利息)

1. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付しません。

第3章 寄託契約の成立等

第13条(寄託引受けの拒絶)

- 1. 当社は、次の事由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。
 - (1) 寄託の申込みが本規約によらないものであるとき。
 - (2) 物品が危険品、変質または損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品、別紙2に定める物品その他保管に適さない物品と認められるとき。
 - (3) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
 - (4) 物品の保管に必要な施設がないとき。
 - (5) 物品の保管に関し特別の負担を求められたとき。
 - (6) 物品の保管が法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - (7) その他やむを得ない事由があるとき。

第14条(寄託価額)

- 1. 利用者は、寄託物の寄託価額(以下「寄託価額」といいます)を、別紙4「料金表」に定める金額を上限とすることを予め同意するものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、当社は、寄託の申込み時において、利用者と協議の上、相当と認められる価額を寄託価額とすることができます。

第15条(寄託の申込および寄託契約の成立)

1. 利用者は、本規約に基づく物品の寄託の申し込みに際し、当該物品に関して次の事項(以下「申込事項」といいます)を本ホームページ上から当社所定の手続きおよび方法で入力、送信する事により、申し込みしなければなりません。

- (1) 利用者の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス。
- (2) 品名および数量。
- (3) 荷造りされているときは、その荷造りの種類および種類ごとの数量。
- (4) 寄託価額。
- (5) 保管方法を定めたときは、その方法。
- (6) 保管または荷役上特別の注意を要するときは、その保管または荷役上の注意事項。
- (7) 引渡しを行う日。
- (8) 第34条第1項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨。
- (9) その他
- (10) 当社は、利用者が申込事項を入力、送信しないため、申込事項に記載すべき事項を入力しないため、または申込事項に入力、送信した事項が事実と相違するために生じた損害については、賠償の責任を負いません。
- (11) 本規約、その他約款等に基づく利用者の当社および指定倉庫に対する物品の寄託(以下「寄託契約」といいます)は、当社が申込事項を承認し、かつ当該物品を引き受けたときに成立します。

第16条(申込事項の記載事項の変更等)

- 1. 利用者は、前条第1項第1号に掲げる事項を変更した場合は、当社所定の手続きおよび方法で直ちに当社に対し通知しなければなりません。
- 2. 利用者は、前条第1項第2号から第9号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、当 社所定の手続き、および方法であらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりませ ん。

第17条(契約の解除)

- 1. 当社および指定倉庫は、次の事由がある場合は、寄託契約を解除することができます。
 - (1) Web 規約第12条各号のひとつ、または本規約第12条第2号から第6号までの各号のひとつにでも該当することが明らかになったとき。
 - (2) 利用者が本規約のとおり寄託物の引渡しを行わないとき。
 - (3) 利用者が次条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
 - (4) 第14条の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
- 2. 当社および指定倉庫は、営業を廃止し、または休止しようとする場合は、寄託契約を解除することができます。この場合にあっては、解除日の3か月以前にその旨を予告するものとします。
- 3. 利用者が次の各号のひとつにでも該当する場合には、利用者は期限の利益を失うとともに、当社および指定倉庫は、ただちに寄託契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用者が本規約、その他約款等または当社が別途定める関連規定の一つにでも違反したとき。
 - (2) 利用者の責めに帰すべき事由または保管品の変質等により、当社および指定倉庫または第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当な理由のあるとき。
 - (3) 手形、小切手の不渡処分または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、その他の執行を受け、または会社更生、破産、民事再生の申

立を受け、または利用者が申立をしたとき。

- (5) 利用者について相続の開始があったとき。
- (6) 申込事項の内容が事実に反することが明らかになったとき。
- (7) 利用者または利用者の関係者が、暴力団等、集団的または常習的に暴力的不法行為等を行いまたは行うことを助長するおそれのある団体に属している者およびこれらの者と取引のある者と判明したとき。
- (8) 前項各号の事由により、当社または第三者が損害を蒙った場合、利用者は当該損害を 賠償するものとします。
- 4. 利用者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が本条第1項ないし第3項の規定により寄託契約を解除した場合は、利用者は、遅滞なく、保管料、運送料その他の費用、立替金および延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。
- 5. 当社および指定倉庫は、本条第1項または第3項の規定により寄託契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。
- 6. 当社および指定倉庫は、本条第2項の規定により寄託契約を解除した場合であって、その営業の廃止または休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第4章 寄託物の引渡し

第18条(引渡し時における寄託物の内容の検査)

- 1. 当社および指定倉庫は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、申込事項に入力、送信された 寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、利用者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。
- 2. 当社および指定倉庫は、利用者の同意を求めるいとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、利用者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
- 3. 当社および指定倉庫は、本条第1項の規定により検査を行った場合で利用者の立会いがなかったときまたは前項の規定により検査を行った場合は、利用者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。
- 4. 当社および指定倉庫は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、 寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異ならないときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。
- 5. 利用者は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

第19条(引渡し時における寄託価額の変更)

1. 当社および指定倉庫は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、利用者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

第20条(引渡しの確認等)

1. 当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、当社所定の手続きおよび方法により利用者に通

知します。

第5章 寄託物の保管

第21条(保管方法)

1. 当社および指定倉庫は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま、その内容を検査することなく当社が定めて明示した方法により保管します。

第22条(再寄託)

- 1. 当社および指定倉庫は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他やむを得ない事由がある場合は、利用者の同意を得て、当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。但し、同意を求めるいとまがない場合は、利用者の同意を得ないで、再寄託することができます。
- 2. 前項但し書の規定により他の倉庫業者に再寄託した場合は、当社および指定倉庫は、利用者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

第23条(保管期間)

- 1. 寄託物の保管期間(第17条第1項から第3項までの規定により本契約を解除する場合を除き、当社が利用者に対し解約を申し入れることができない期間をいいます。以下同じ。)は、別途寄託契約書に記載の期間とします。尚、当該期間内の寄託物の出し入れについては、最大3回までは無料とします。
- 2. 寄託契約書に記載のある保管終了予定日の1ヶ月前迄に解約の意思表示がない場合は更に 3ヶ月間自動延長することとし、以後も同様とします。
- 3. 当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒絶できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告するものとします。
 - (1) 保管料、荷役料その他の費用、立替金または延滞金が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。
 - (2) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
 - (3) 寄託者が第25条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
 - (4) その他利用者が本規約、Web 規約またはその他約款等に反したとき。
- 4. 前項の事由が前項の予告の後保管期間の満了日までの間になくなった場合は、保管期間は更新されます。
- 5. 当社が本条第3項の規定により更新を拒絶した場合は、保管期間の満了と同時に、当社が利用者に対し解約を申し入れたものとみなします。
- 6. 利用者は、本条第3項の規定により更新を拒絶された場合、期限の利益を失うとともに遅滞なく、保管料、運送料その他の費用、立替金および延滞金を支払い、当該寄託物を引き取らなければなりません。
- 7. 当社は、本条第3項の規定により更新を拒絶した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第24条(保管中の寄託価額の変更)

1. 利用者は、寄託物の価額に著しい変動があった場合は、遅滞なく寄託価額の変更を申し出

なければなりません。

2. 当社および指定倉庫は、寄託物の寄託価額が不相当と認められるに至った場合は、利用者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

第25条(保管中の寄託物の内容の検査)

- 1. 当社および指定倉庫は、その保管期間中、申込事項に入力、送信された寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、利用者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。
- 2. 当社および指定倉庫は、利用者の同意を求めるいとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、利用者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
- 3. 当社および指定倉庫は、本条第1項の規定により検査を行った場合で利用者の立会いがなかったときまたは前項の規定により検査を行った場合は、利用者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。
- 4. 当社および指定倉庫は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、 寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異ならないときは、検査により生じ た損害について賠償の責任を負います。
- 5. 利用者は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

第26条(寄託物の出し入れ、点検等)

- 1. 利用者は、当社または指定倉庫の立会いのもとに、当社所定の手続きおよび方法により、当社所定の場所で寄託物の出し入れ、点検または保存に必要な処置を行うことができます。
- 2. 当社および指定倉庫は、利用者が寄託物の出し入れを行った場合は、当該出し入れによる 寄託物の品名、数量および寄託価額の変更について利用者に申告を求めることができます。
- 3. 当社および指定倉庫は、利用者が行った寄託物の出し入れ、点検または保存に必要な処置により、寄託物またはその梱包若しくは収納器がき損した場合は、その旨を当社所定の手続きおよび方法により記録します。
- 4. 当社および指定倉庫は、やむを得ない場合は、利用者が寄託物の出し入れ、点検または保存のための処置を行う日時を指定することができます。

第27条 (緊急閲覧・開庫・立入検査)

- 1. 次の各号のひとつにでも該当する場合には、当社および指定倉庫は利用者に通知することなく保管品の閲覧、開庫、開封または保管設備への立入り点検をすることがあります。
 - (1) 法令に定める場合。
 - (2) 当社または指定倉庫において緊急を要し、やむを得ないと認めた場合。
 - (3) その他相当な事由がある場合。

第28条(保管方法の変更)

1. 次の各号の場合には、寄託物の入庫当時の保管場所または保管設備の変更、寄託物の積換、 他の貨物との混置、その他保管方法の変更をすることができるものとします。ただし、本 条第3号の場合には、当社および指定倉庫は事前に利用者に対して通知するものとします。 なお、本条各号の場合、保管方法の変更によって利用者に損害が生じても、当社および指 定倉庫はそれを賠償する義務を負いません。

- (1) 契約の解除、解約その他寄託契約が終了したとき。
- (2) 保管料、その他寄託契約に基づく債務の弁済を遅滞したとき。
- (3) 施設の閉鎖、修繕その他相当の事由があるとき。

第29条(保管不適寄託物の処置)

- 1. 当社および指定倉庫は、次の事由がある場合は、利用者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告することができます。
 - (1) 寄託物が変質、き損等により保管に適さなくなったと認められるとき。
 - (2) 寄託物が倉庫または他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。
- 2. 利用者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければなりません。
- 3. 利用者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合または当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。
- 4. 前3項の処置に要した費用は、利用者の責に帰すべき事由に基づく場合は、利用者の負担とします。
- 5. 本条第3項の処置を行った場合は、当社は、利用者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

第6章 寄託物の返還

第30条(返還手続)

- 1. 利用者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、本ホームページ上にて、当社所定の手続きおよび方法により当社所定の事項を入力し、これを当社に送信しなければなりません。
- 2. 前項により当社所定の寄託物の出庫手続きをした利用者は、遅滞なく当該寄託物を引き取らなければなりません。

第31条(返還の拒絶)

- 1. 当社は、保管料、運送料その他費用、立替金および延滞金の支払を受けるまでは、返還の請求に応じないことができます。
- 2. 利用者は、前項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。
- 3. 当社は、本条第1項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第7章 引き取りのない寄託物の処置

第32条(引き取りの請求)

- 1. 当社は、第17条第4項または第23条第6項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、利用者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。
- 2. 前項の請求を、電子メールを送信する方法または書面を郵送する方法により行う場合は、 当社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付 記することができます。当社は、本条第1項の規定により指定した日を経過した後は、寄

託物に生じた損害については、賠償の責任を負いません。

第33条(寄託物の処分)

- 1. 当社は、利用者が寄託物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、または当社の過失なくして利用者を確知することができない場合であって、利用者に対して期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後は、利用者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗または変質するおそれがあるものである場合は、利用者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。
- 2. 当社は、前項の規定により寄託物を処分した場合は、利用者に対し遅滞なくその旨を通知します。
- 3. 当社は、本条第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、運送料その他の費用、立替金および延滞金ならびに売却のために要した費用(利用者への通知に要した費用を含む)を控除し、残額があるときはこれを利用者に返還し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求します。

第8章 寄託物の損害保険

第34条(保険の付保)

- 1. 当社または指定倉庫は、反対の意思表示がない限り、利用者のために寄託物を当社または指定倉庫が適当とする保険者の次に掲げる損害をすべててん補する火災保険に付します。ただし他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付保した場合と同様の火災保険に付するものとします。
 - (1) 火災による損害。
 - (2) 落雷による損害。
 - (3) 破裂または爆発による損害。
 - (4) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による損害。
 - (5) 当社および指定倉庫またはそれらの使用人の作業上の過失による事故によって生じた き損の損害。
 - (6) ねずみ喰いの損害。
 - (7) 盗難によって生じた盗取、き損または汚損の損害。
- 2. 当社または指定倉庫が前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

第35条(損害てん補額の決定)

- 1. 利用者は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格および損害の程度ならびに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社および指定倉庫の承認を得なければなりません。
- 2. 前項の決定をするに当たって、利用者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社および指定倉庫は、保険者と協議の上決定することができます。

第36条(火災保険金の支払手続)

1. 利用者は、当社または指定倉庫を経由して火災保険金の支払を受けなければなりません。

第37条(責任の始期および終期)

1. 当社および指定倉庫の寄託物に関する責任は、当社および指定倉庫が利用者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、利用者が当社および指定倉庫から寄託物を引き取った時に終わります。

第38条(当社の賠償責任と挙証)

1. 当社および指定倉庫は、当社および指定倉庫またはそれら使用人が寄託物の保管または荷役に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、寄託物の滅失またはき損により生じた損害について賠償の責任を負います。

第39条(再寄託物に対する責任)

1. 当社および指定倉庫は、第22条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、本規約に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。

第40条(免責事由)

- 1. 当社および指定倉庫は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。
 - (1) 寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗または荷造りの不完全。
 - (2) 黴(カビ)、錆(サビ)、虫害。
 - (3) 戦争、事変、暴動、強盗または、同盟罷業若しくは同盟怠業。
 - (4) 地震、津波、高潮、大水または暴風雨。
 - (5) 徴発または防疫。
 - (6) 前各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避することのできない災厄、事故、命令、処置または保全行為。
- 2. 当社および指定倉庫は、前項の損害であっても、特別の設備を有することその他の事由により賠償の責任を負うことを約した場合は、その責任を負うものとします。
- 3. 指定倉庫での事故、トラブルに関し、当社では一切の責任を負いかねます。(お子様を同伴されましての来社はご遠慮下さい。)

第41条(賠償額)

- 1 当社は、寄託物の滅失またはき損により生じた損害を賠償します。
- 2. 利用者の寄託物の価額が、別紙寄託契約書の「収納品時価換算価額(寄託価額)」欄記載の価額より高い場合で、かつ当社が寄託物について損害賠償責任がある場合であっても「収納品時価換算価額(寄託価額)」欄記載の金額の範囲内でしか責任を負いません。また、賠償額については、当社指定の保険会社と利用者とで協議していただき、その額を決定します。

第42条(責任の特別消滅事由)

- 1. 寄託物の一部滅失またはき損による損害についての当社の責任は、寄託物を引き取った日から1週間以内に利用者から当社に対し当該寄託物に一部滅失またはき損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。
- 2.前項の規定は、当社が寄託物の返還に際して当該寄託物に一部滅失またはき損が生じてい

ることを知っていた場合は、適用しません。

第43条(時効)

- 1. 寄託物の一部滅失またはき損による損害についての当社の責任は、利用者が当社より寄託物を引き取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。ただし当社がその損害を知っていた場合は、この期間は5年とします。
- 2. 寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が利用者に対して滅失があった旨の通知をした日から5年を経過したときは、時効により消滅します。

第44条(利用者の賠償責任)

1. 利用者は、寄託物の性質または欠陥により当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。ただし、利用者が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかった場合または当社がこれを知っていた場合は、この限りではありません。

第45条(引渡し遅延による保管料相当額の支払)

1. 利用者は、寄託物を引き渡す日として約した日に引き渡さなかった場合は、その日から引渡しを行った日の前日までまたは契約を解除した日までの当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。ただし、当社が認める通常考えられる範囲内においての遅延等の期間は支払を要求しない場合がある。

第46条(引取り遅延による保管料相当額の支払)

1. 利用者は、第17条第4項または第23条第6項の規定に規定する寄託物の引取りが行われない場合は、当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

第9章 料金の支払等

第47条(料金の支払)

1. 利用者は、当社が定めた保管料および運送料ならびにその他の料金を、当社が定めて通知した日までに支払わなければなりません。

第48条(延滞金)

1. 利用者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあった日まで年利6%の割合で延滞金を支払わなければなりません。

第49条(料金の変更)

1. 当社は、当社が定めた保管料を変更した場合は、変更された日の属する期から、新料金により請求します。

第50条(滅失寄託物の料金の負担)

1. 当社および指定倉庫は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を利用者に請求することができます。但し、当社および指定倉庫の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

第51条(譲渡禁止)

1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、寄託契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継させることはできません。

第52条(寄託者が死亡した場合の取り扱い)

1. 利用者が死亡した場合、次項に掲げる者を、寄託契約に関する権利義務(寄託契約の解除

事由に該当したことに伴う保管品の引取り義務を含みますがこれに限られません)を有する者(以下「継承者」といいます)として取扱います。但し、死亡した利用者の遺言により、保管品の継承者への引渡しを行うべき遺言執行者がある場合は、次項の規定にかかわらず、当該遺言執行者を継承者として取扱います。

- 2. 前項の継承者とは、利用者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに利用者の死亡当時、利用者の扶助によって生計を維持していた者および利用者の生計を維持していた者とします。
- 3. 前項に規定する継承者が数人ある時は、同項に掲げる順序により先順位にある者を継承者とします。
- 4. 前項に規定する同順位の継承者が複数人いる時は、当社においてそのうちの1名を継承者として取り扱うことができます。この場合、当社がその者に対して寄託契約に基づく義務を履行したときは、他の継承者との関係でも免責されるものとします。

第53条(準拠法)

1. 本サービス、本規約およびその他約款等に関する準拠法は日本法とします。

第54条(合意管轄)

1. 本サービス、本規約またはその他約款等に関して、当社と利用者の間に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙1(第1条第1項関係)

当社が本規約およびその他約款等に従って本サービスを提供する倉庫事業会社を以下とします。

指定倉庫(倉庫事業者)	本店等所在地
東運ウェアハウス株式会社 五色橋営業所	〒108-0022 東京都港区海岸 3 - 5 - 1 0 http://www.toun-wh.co.jp

上記の指定倉庫で所管される倉庫施設(営業倉庫)及び指定倉庫から再寄託を受けた倉庫事業者の倉庫施設にて保管管理される

別紙2 (第1条第2項関係)

利用者は、次の各号に掲げる物品の寄託申込みをおこなうことはできません。

- (1) 専用倉庫1個当たりの内容物の価格が100万円を超えるもの
- (2) 専用倉庫1個当たりの内容物の重量が800kgを超えるもの
- (3) 希少性の高いもの。また他に代替のきかないもの
- (4) 規定サイズ仕様に収まらないもの(長尺物)
- (5) 現金、有価証券、通帳、切手、印紙、証書、重要書類、印鑑、クレジットカード、キャッシュカード類
- (6) 貴金属、美術品、骨董品、宝石、工芸品、毛皮、和服、着物等の高額品または貴重品
- (7) 精密機器、ガラス製品、陶磁器、仏壇等の壊れやすい物品

- (8) 磁気を発し、その他の保管品に影響を与える物品
- (9) 石油、灯油、ガソリン、ガスボンベ、マッチ、ライター、塗料等の可燃物
- (10) 農薬、劇薬、火薬、毒物、科学薬品、放射性物質等の危険物または劇物
- (11) 種子、苗を含む植物や動物の類
- (12) 水、酒類等の飲料及び保存の効かない食料品
- (13) 漬物・チーズ・芳香剤・大量の防虫剤など異臭、悪臭を発するまたは発するおそれのある物品
- (14) 廃棄物
- (15) 禁止薬物・銃刀類など法令により所持を禁止されている物品
- (16) 公序良俗に反する物品
- (17) その他当社がお預かりするのに不適当と認めたもの

別紙3 (第1条第3項関係)

受渡場所	住所
東運ウェアハウス株式会社 五色橋1号倉庫貨物受付窓口	〒108-0022 東京都港区海岸3-5-10 電話:03-3453-4371

別紙4 (第4条関係)

(仮)TRABO-mini	東京23区
保管容器サイズ	(外寸:mm) W●●●×D●●●×H●●●
	(内寸:mm) W●●●×D●●●×H●●●
収納総量(容積/重量)	収納総量:約●.●立方メートル/100kgs 未満
1点制限重量	1点制限重量:●●Kgs
月額保管料/税別	●, ●●●円
寄託価額	1保管容器につき●●●,●●●円

(仮)TRABO-basic	東京23区
保管容器サイズ	(外寸:mm) W●●●×D●●●×H●●●
	(内寸:mm) W●●●×D●●●×H●●●
収納総量(容積/重量)	約●.●立方メートル/1,000kgs 未満
月額保管料/税別	●, ●●●円
寄託価額	1保管容器につき●●●,●●●円

(仮) TRABO-large	東京23区
保管容器サイズ	「(仮)TRABO-basic」×2基

収納総量(容積/重量)	「(仮)TRABO-basic」×2基
月額保管料/税別	●●,●●円
寄託価額	(仮)TRABO-basic x 2 基で●●●,●●●円

タイヤ保管	東京23区
タイヤサイズ/セット	一般乗用車タイヤ4本/1セット
月額保管料/税別	●●●円
寄託価額	1セットにつき●●,●●●円

特別集荷		東京23区
特別料金の適用地区		東京23区
その他地区		実費お見積もり
初回集荷 料金/税 別	(仮)TRABO-mini	●●,●●円
	(仮)TRABO-basic	●●,●●円
	(仮)TRABO-large	●●,●●円
	タイヤ保管	●●,●●円
特別料金の適用条件		6 か月以上の継続利用
		特別料金の適用地区からの初回お引き取りの場合で、本サービスのご契約が継続して6カ月以上の利用者に限ります。なお、ご契約が6カ月に満たなかった場合は、各初回集荷料金の同額を解約精算の際に申し受けします。